

民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈前編〉

近年、民事訴訟、民事執行、民事保全、倒産、家事事件その他の民事裁判手続等のIT化に関する法改正が続き、今後、本格施行される予定です。本特集では、民事訴訟問題等特別委員会の皆様に最新の情報を執筆いただきました。大変貴重な内容ですので前編・後編としてお届けいたします。会員の皆様に、ぜひご一読いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、小峯 健介

CONTENTS

はじめに	2頁
総論：民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール	4頁
各論1：オンライン申立て、システム送達、公示送達	9頁
各論2：口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日	13頁

〈後編〉※次号掲載予定

各論3：電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、訴訟記録の閲覧等、訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続	
各論4：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度	
各論5：民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化	

【凡例】

- 民訴法・民訴〇条 民事訴訟法（平成8年法律第109号）
- 令和4年改正法 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）
- 令和5年改正法 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）
- 改正前民訴法・改正前民訴〇条 令和4年改正法による改正前の民訴法
- 改正民訴法・改正民訴〇条 令和4年改正法による改正後の民訴法
- 規則 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）
- 改正前規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正前の民訴規則
- 改正規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正後の民訴規則

はじめに

民事訴訟問題等特別委員会委員 大坪 和敏 (49期)



2022（令和4）年の改正民事訴訟法は、政府の方針に沿って、2026（令和8）年3月31日までに

全面的に施行されることが見込まれており、2024年4月1日現在、最高裁において民事訴訟規則の改正、

訴状をオンラインで提出するためのシステム開発の作業が進められている。

民事裁判手続に情報通信技術（IT）を導入・活用するIT化（デジタル化）の取組は、2018年の裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—『3つのe』の実現に向けて—」に基づき、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続の全面的なIT化」を目指して進められてきた。その実現過程は、同取りまとめを受け、以下の3つの段階（フェーズ）に分けて、順次、進行している。

第1段階（フェーズ1）では、まず2020年2月からマイクロソフト社のTeamsを活用したウェブ会議による争点整理手続（主として書面による準備手続）が導入され、2024年1月以降全ての地裁・高裁本庁、支部、簡裁で運用されている。また、2023年11月までに、全ての地裁・高裁本庁、支部で、改正前民訴法132条の10に基づき、規則3条1項によりファクシミリで提出することが許容されている準備書面、書証の写し、証拠説明書等の電子提出を実現するための「民事裁判書類電子提出システム」（通称mints）の運用が開始されている（改正前民訴132条の10第5項により訴訟記録は紙のまま）。

第2段階（フェーズ2）の改正民訴法に基づく口頭弁論・争点整理の運用については、2023年3月1日から当事者双方が電話会議等により弁論準備期日、和解期日に参加できることを定めた改正民訴法170条3項、89条2項が、2024年3月1日からウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加することを可能とする改正民訴法87条の2第1項が施行されている（これにより争点整理は徐々にウェブ会議による書面による準備手続から、ウェブ会議による弁論準備手続に移行している）。

改正民訴法の全面施行による訴状のオンライン提出、訴訟記録の電子化の運用開始が、改正法の全面施行となる第3段階（フェーズ3）となる。改正民訴法の全面施行に伴い法定審理期間訴訟手続

（改正前民訴381条の2以下）の運用も開始される。

IT化に関連し、改正民訴法において、訴訟手続における訴訟関係者のプライバシー保護を図るため、当事者の住所や氏名などを他の当事者に対して秘匿することができる制度（改正民訴133条以下）が創設され、2023年2月20日から施行されている。さらに、民訴法の改正に続き、民事執行、民事保全、破産手続、民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件、子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）についても、2023（令和5）年6月14日、インターネットを利用した申立て、事件記録の電子化等を内容とするIT化に対応した法改正が成立している（2027年度中に施行予定）。

改正民訴法については、施行5年後に、改正法施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている（改正民訴附則126条）。

改正民訴法は、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から見直しがなされたものである。改正民訴法の全面施行を見据え、裁判所と弁護士会などにおいて審理の充実・促進に向けた審理モデルの見直しを検討されている。審理の充実に関しては、現在、「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」（商事法務研究会）において、情報証拠収集の拡充に向けた検討が進められており、この点での民訴法改正も見込まれる。

近年はAIの司法への導入を含む、司法のイノベーションが急速に進んできている。改正民訴法における運用は未だ試行錯誤の部分が多く、未施行部分は推測の域を出ないところも少なくないが、改正法がイノベーションの基盤となることはいうまでもない。改めて本特集で改正法の内容を確認していただき、多くの会員に新しい時代の民事司法手続をリードしていただければ幸いである。

民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール

民事訴訟問題等特別委員会委員 永石 一恵 (63期)

1 民事裁判手続のIT化の経緯

(1) 1996年の民訴法制定時におけるITツールの導入

民事訴訟はこれまで、書面の提出、期日の出頭、事件記録の閲覧謄写など様々な場面で労力と費用を要するものであり、国民が利用しやすい民事裁判手続にするためにIT技術の導入は必要不可欠であった。

1996年に制定された民訴法（現行）では、電話会議システム等による争点整理手続が導入された（改正前民訴170条3項、176条3項）。規定上は「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法」と定められ、電話会議システムだけでなくテレビ会議システムやウェブ会議システムも利用できる建付けであったが、当時の機器の普及の程度や手軽さの面から、導入当時の争点整理手続においては電話会議が想定され、広く利用されるものとなった。

また、証人尋問や当事者尋問は、対象者の表情や仕草等を画面上で確認しながら行われる必要から、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」で行えるものとなり（改正前民訴204条、民訴210条）、テレビ会議システム*1が導入された（規則123条）。テレビ会議システムは、裁判所専用の回線を用いて裁判所間を繋いで画面越しに会話をするものであり、証人等は最寄りの裁判所に出頭する必要はあるが事件が係属

する遠方の裁判所に出頭する必要がない点で利便性を高めることとなった。

さらに、書面の提出についても、訴状など重要な効果を生じさせるものを除き、ファクシミリで提出できるようになった（規則3条、47条1項）。今では時代遅れ感が否めないファクシミリも、当時は大変便利で画期的な情報通信技術であった。

(2) 2003年及び2004年の民訴法改正

IT技術の進歩は目覚ましく、2001年6月に司法制度改革審議会が発表した「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」において、裁判所へのアクセス拡充の一つとして、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）導入の積極的推進が提言された*2。

この意見書を受けて、2002年3月に最高裁は「司法制度改革推進計画要綱～着実な改革推進のためのプログラム～」を公表し、最高裁が行うべき司法制度改革に関する措置の一つとして、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる」（第2.1.(1)キ(エ))とした。

このような流れを踏まえて、民事裁判手続のIT化を進めるための民訴法改正がなされた。まず、2003年の民訴法改正では、鑑定人質問の規定が創設され、鑑定人の意見陳述を、「当該手続に必要な装置の設置

*1：テレビ会議システムは、平成30年4月以降、全国のほぼ全ての裁判所に導入されている。民事訴訟、人事訴訟（離婚訴訟等）、知財訴訟、民事調停、労働審判、家事事件（調停、審判）の一部に利用できる。https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/file/terebikaigiitiran.pdf（テレビ会議システム等が設置されている裁判所一覧（平成30年6月現在））

*2：山本和彦教授によると「司法に関わる文書の中で、ITという言葉が出てきた最初の例」がこの意見書であったようである（山本和彦「民事裁判手続のIT化」7頁（弘文堂）参照）。本特集では従前の用例に倣い「IT化」の用語を用いるが、最近では「デジタル化」が用いられる場面が増えている。これは「既存の業務を前提にITを活用して効率化を図るだけでなく、デジタルの特性を生かして業務そのものを見直し、より良い司法サービスを提供することを目指すとの考えに基づいて、それにふさわしい用語を選択したことによるもの」である（桃崎剛「民事裁判手続のデジタル化の現状について」法律のひろば2023年4月号21頁参照）。また、令和4年改正法の改正前を「IT化」、改正後を「デジタル化」とする使い分けもあるようである。司法に携わる者自身が、その時々々の社会のニーズを的確に捉え、デジタル化の時代に合わせて変革していくことが求められている。

された場所であって裁判所が相当と認める場所」すなわち証人尋問と異なり最寄りの裁判所にすら行くことなく裁判所外においてテレビ会議システムを利用して行えるものとなった（改正前民訴215条の3、規則132条の5）。

また、2004年の民訴法改正では、民事訴訟手続における申立て等のうち書面等をもってするとされているもの（例えば訴状による訴え提起）を、裁判所が使用する電子計算機（パソコン等）と申立て等をする者が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線）で接続した電子情報処理組織（システム等）を用いてすることができるという、オンライン申立ての規定が新設された（改正前民訴132条の10）。

このように、民訴法の規定はIT化に向けて整えられつつあった。しかし、2004年に札幌地裁においてファクシミリを利用して提出できる書面等の一部についてオンライン申立て等を可能にする試行的な運用が実施されたが、手続の負担が大きかったため利用実績は極めて低調なものに止まり2009年に試行終了し*3、改正前民訴132条の10の最高裁規則は本格的に制定されないままとされ、このときはIT化の機運はほとんど高まらなかった。

なお、督促手続では、2004年改正に基づき2006年9月から「督促手続オンラインシステム」が導入され（改正前民訴397条以下）、大量の定型的な申立てを行う企業などに広く利用されており、一足先にIT化が進んでいる。

(3) 再び動き出した民事裁判手続のIT化

日本の民事裁判手続のIT化が停滞している間に、アメリカ、ヨーロッパの先進諸国やアジア各国では民

事裁判手続のIT化が急速に進められた*4。そして、世界銀行が毎年発表する、世界約190の国と地域を対象としてビジネス環境10分野についてランク付けした“Doing Business”の2017年版*5では、契約執行（裁判手続）の分野のうち事件管理及び裁判手続の自動化（IT化）の項目において日本は、OECD加盟国35か国中20位台、190か国中40位台と、かなり低い評価を受けるに至った。この結果に対する強い危機感から、日本のビジネス環境や国際競争力の観点から民事裁判手続のIT化を進める機運が急激に高まった。

内閣は、「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」（2017年6月9日閣議決定）*6において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」こととした。そして、同年10月に内閣官房の中に「裁判手続等のIT化検討会」（以下「検討会」という）が設置された。

(4) 民事裁判手続のIT化の基本的枠組み

ア 「取りまとめ」における裁判手続等のIT化の方針

2018年3月30日付けで検討会から発表された「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」*7（以下「取りまとめ」という）では、裁判手続等のIT化の基本的方向性について、「適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判を実現するため、現代社会における情報通信技術の発展、浸透の度合い等を適切に反映しつつ、国民の司法アクセス向上、裁判手続の迅速化・充実化に資する

* 3 : 山本和彦「民事裁判手続のIT化」32頁（弘文堂）参照。

* 4 : 商事法務研究会「主要先進国における民事裁判手続等のIT化に関する調査研究業務報告書」（2020年3月）にイギリス、アメリカ、フランス、ドイツの民事裁判IT化の状況が紹介されている。

<https://www.moj.go.jp/content/001322234.pdf>

また、法務省法務総合研究所国際協力部に提出されたTMI総合法律事務所「裁判のIT化に関する法制度の報告書」（2022年2月15日）では中国、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、イギリスの裁判IT化状況の調査報告がなされている。

<https://www.moj.go.jp/content/001371427.pdf>

* 5 : <https://archive.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB17-Report.pdf>（215頁）

* 6 : <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/miraitousi2017.pdf>（112頁）

* 7 : <https://www.moj.go.jp/content/001371427.pdf>（5-6頁）

ことを目的として目指すべきもの」であり、また、「紛争解決インフラの国際競争力強化、裁判に関わる事務負担の合理化、費用対効果等の総合的な観点からも、推進されるべきもの」であり、「訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要がある」（「取りまとめ」5頁）として、「最終目標として民事裁判の全面的IT化」が掲げられた*8。そして、民事裁判手続のIT化を実現するために、①e提出（e-Filing）、②e法廷（e-Court）、③e事件管理（e-Case Management）の3つの観点（いわゆる「3つのe」）に分けてシステムを構築することとした。

イ 「3つのe」の内容

「取りまとめ」が示した「3つのe」の主な内容は、次のとおりである。

① e提出（e-Filing）

- ・主張、証拠をオンライン提出に一本化
- ・訴訟記録を電子記録に一本化
- ・手数料の電子納付、電子決済

オンライン提出により、書面の提出コスト（郵便費用、交通費等）や保管コスト（賃料、倉庫費用等）が削減される。また、電磁的記録にすることで、文書の作成、管理等の作業の軽減（データの複製、文書のコピーアンドペースト等）が期待できる。

② e法廷（e-Court）

- ・ウェブ会議、テレビ会議の導入、拡大
- ・口頭弁論期日（第1回期日等）の見直し
- ・争点整理段階におけるITツールの活用

ウェブ会議システム等を積極的に導入、利用することで、これまで期日の出頭のために費やしていた時間的、経済的負担が大幅に軽減されることになる。

③ e事件管理（e-Case Management）

- ・主張、証拠への随時オンラインアクセス
- ・裁判期日をオンラインで調整
- ・本人、代理人が期日の進捗、進行計画を確認

裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、当事者双方が随時かつ容易に、主張書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスでき、また、期日や進行状況をオンラインで確認できれば、裁判手続の透明性が高まり、訴訟記録の保管等の負担からも解放されることとなる。

ウ 「3つのe」を実現するためのIT化スケジュール

「3つのe」が提唱された時点における民訴法及び規則では民事裁判手続の全面IT化の実現は難しく、改正法及び規則の制定、施行には一定期間を要し、また、裁判所におけるIT機器の導入やオンラインシステムの開発にも予算と相応の時間を要することから、民事裁判手続の全面IT化は3つのフェーズ（段階）に分けて進められることとなった。

（ア）フェーズ1【②e法廷】

フェーズ1は、法改正をすることなく現行の民訴法の下で、IT機器等の環境整備によりウェブ会議やテレビ会議等による争点整理*9を行う段階である。

2020年2月3日に知財高裁及び東京（一部）を含む8地裁本庁でMicrosoft社のTeams^{チームズ}を利用したウェブ会議による争点整理手続の運用を開始し、各地裁本庁において順次運用庁を拡大し、同年12月14日には全ての地裁本庁に及んだ。また、2022年2月14日から地裁支部での運用が開始し、同年7月4日には全ての地裁支部において、同年11月7日からは全ての高裁本庁・支部において運用が開始された。さらに、2024年1月からは全国の簡裁においてもウェブ会議の運用が始まっている*10。

*8：山本和彦「民事裁判手続のIT化」13頁（弘文堂）参照。

*9：フェーズ1では、改正前民訴の規定上、書面による準備手続は当事者双方がウェブ会議等を利用して行うことができたが（改正前民訴176条3項）、弁論準備手続や進行協議期日は当事者の一方は現実の出頭が必要であった（改正前民訴170条3項、改正前規則96条1項）。

*10：「民事裁判手続のIT化におけるウェブ会議の簡易裁判所での運用開始について（通知）」日弁連法1第111号2023年6月26日
https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/juyokadai/minji_it/documentFile/230626_phase1.pdf

なお、家事事件にもウェブ会議システムが導入されている。当初は家事調停事件においてWebex^{ウェブックス}という会議システムが使用されていたが、2023年12月20日からは順次、家事事件全般（調停、審判、抗告、人訴）において、Teamsも併用して、ウェブ会議システムの運用が進められている。

ウェブ会議システムは、導入時期が新型コロナウイルスの感染拡大によりリモートワークを余儀なくされた時期と重なり、その利便性が実務にも順調に受け入れられたものといえる。

(イ) フェーズ1 (mints 規則の制定) *11【①e提出】

フェーズ1においても、改正前民訴132条の10第1項に基づく規則を制定することにより*12、民事裁判書類電子提出システム (mints) というオンラインシステムを利用して、これまでファクシミリ提出が可能であった裁判書類（準備書面、書証の写し、証拠説明書等。規則3条1項）のオンライン提出が可能となった。

mintsは、2022年4月21日から甲府・大津の地裁本庁で運用が開始され、同年6月28日から知財高裁及び東京（一部）・大阪（一部）地裁本庁、2023年1月24日から高裁所在地の全ての地裁本庁、同年6月20日から東京高裁を除く全ての高裁本庁及び支部並びに全ての地裁本庁、同年9月12日から東京高裁、2023年11月28日から全ての地裁支部で運用が開始された。

一般民事事件におけるmintsの利用は低調のようであるが、オンライン申立てが義務化される訴訟代理人弁護士は、フェーズ3の本格実施が始まるまでにオンライン手続に慣れておくことが望ましいので、係属中の事件で裁判所からmints利用の打診があったときは積極的に応じることをお勧め

めする。

(ウ) フェーズ2【②e法廷】

フェーズ2は、関係法令の改正によりウェブ会議等を利用した口頭弁論や争点整理の期日等を行えるようにする段階である。

2023年3月1日から弁論準備期日及び和解期日を双方ウェブ会議でできるようになり（改正民訴170条3項、89条2項）、2024年3月1日からは口頭弁論期日を双方ウェブ会議で行える運用が開始されている（改正民訴87条の2）。

(エ) フェーズ3【①e提出、②e法廷、③e事件管理】

フェーズ3は、2022年改正民訴の公布の日（2022年5月25日）から4年を超えない範囲内（2025年度中を目標*13）において、最高裁が新たに構築する事件管理システム（仮称「TreeeS」*14）を利用した、民事訴訟手続全般におけるオンライン申立ての本格実施を開始する段階である。

エ 法改正スケジュール

三段階のフェーズの進行に合わせ、民訴法の改正及び最高裁規則の制定、施行が進められている。民訴法については、2022年5月18日に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という）が成立し、同年5月25日に公布された。段階的に施行され、公布から4年を超えない範囲内（2025年度中を目標）に全面施行される予定である。最高裁規則も、現在制定作業が進められており、2024年中に公表されることが見込まれる。

また、民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件等につ

* 11 : mintsの導入段階について、mintsがオンライン申立ての機能の一部を実施するものであることから「フェーズ3の先行実施」とするものもあるが、改正前民訴132条の10第1項に基づく最高裁規則の制定により始まったmintsは改正民訴法を前提とするフェーズ3とは異なる側面もあることから、本稿では「フェーズ1におけるe提出実施段階」と捉えることとする。

* 12 : 「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」（令和4年1月14日最高裁判所規則第1号。いわゆる「mints規則」）。mintsはMINji saibansyorui denshi Teisyutsu Systemの頭文字を取った造語である。<https://www.mints.courts.go.jp/user/>（mints トップページ）。

* 13 : 内閣官房「成長戦略フォローアップ」（2020.7.17）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf>（68頁）

* 14 : TreeeSはTrial e-filing e-case management e-court Systemsの略称である。

民事裁判手続 IT 化スケジュール

2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年以降
フェーズ1：e法廷（2020年2月～）		フェーズ1：e提出（mints）（2022年2月～）		フェーズ2：e法廷（2023年3月～）		フェーズ3：e提出・e法廷・e事件管理（仮称TreeeS）
<p>民訴法改正（2022年5月18日成立、2022年5月25日公布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等の秘匿制度（2023年2月20日施行） ■弁論準備手続・和解のウェブ会議（2023年3月1日施行） ■口頭弁論期日のウェブ会議（2024年3月1日施行） <p>■全面施行（公布から4年以内・2025年度中を目標）</p> <p>民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2023年6月6日成立、2023年6月14日公布）</p> <p>■全面施行（公布から5年以内）</p>						

いても民訴法と同様にIT化が進められ、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。以下「令和5年改正法」という）が2023年6月6日に成立し、同月14日に公布された。公布後5年以内に全面施行されることが予定されている（上図参照）。

2 令和4年改正法及び令和5年改正法の概要

2022年の民訴法改正（令和4年改正法）及び2023年の民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件等に関する法改正（令和5年改正法）の内容は、4月号及び5月号の各論で詳述するが、ここで概要を簡単に紹介する。

(1) オンライン申立て等、システム送達、公示送達

新しい事件管理システムを用いて、民事訴訟手続の全般について、オンライン上で申立て等（訴状や準備書面、証拠の提出など）ができるようになる（改正民訴132条の10）。また、送達も、現在の書面による方法のほか、事件管理システムを用いたシステム送達ができることとなる（改正民訴109条の2）。訴訟代理人となる弁護士は、オンライン申立て及びシス

テム送達が義務付けられる。公示送達は、裁判所の掲示場での掲示のほか、インターネット上で閲覧する方法も可能となる（改正民訴111条）。

(2) ウェブ会議システム等の活用

口頭弁論、争点整理手続、訴訟終了（判決、和解）、その他の手続（進行協議、審尋、専門委員手続参加、通訳人立会い、尋問、検証等）について、当事者双方が裁判所に出頭することなくウェブ会議システム等（規定上「音声」のみの送受信とされているものは、電話会議システムの利用も可能である）により手続を行うことができるようになる（改正民訴87条の2第1項・第2項、同170条3項、同89条2項、改正規則96条1項、改正民訴92条の3、同204条、同232条の2等）。

(3) 判決書、事件記録等の電子化

現在裁判所が紙で作成している判決書、調書等は、すべて電磁的記録として作成される（電子判決書、電子調書等。改正民訴252条1項柱書、同160条1項等）。また、当事者が提出する電磁的記録も、紙に出力することなく電磁的記録のまま訴訟記録になる（改正民訴132条の10）。紙で提出されたものは、裁判所書記官が電子化して訴訟記録にするが、例外的に電子化が困難な場合などは非電磁的訴訟記録とされる。そして、当事者や利害関係人は、裁判所に

出頭することなく、電磁的訴訟記録を自宅のパソコンから事件管理システムにアクセスして閲覧、ダウンロードできるようになる。

また、電子化とは関係ないが、準備書面等の提出期限を徒過した場合は、遅れた理由の説明が必要となる（改正民訴162条2項）。

(4) 法定審理期間訴訟手続

訴訟の進行を予測し、迅速に手続を進めるため、両当事者の合意の下、最初の期日から5ヵ月以内に争点整理を終え、6ヵ月以内に弁論終結し、7ヵ月以内に判決するという新しい形式の訴訟手続が創設された（改正民訴381条の2以下）。

(5) 住所、氏名等の秘匿制度

性犯罪やDV等、当事者が加害者・被害者関係に立つ民事事件では、書面に被害者や法定代理人

の住所、氏名等（秘匿事項）を記載することにより二次被害が生じるおそれがあるため、申立て等にあたって住所、氏名等を秘匿し、秘匿事項又はこれを推知させる事項が記載された箇所の閲覧等を制限する措置が創設された（改正民訴133条ないし133条の4）。

(6) 民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件等のIT化

民訴法以外の各種民事関係手続法についても、全面的にIT化されることとなり、オンライン申立て、システム送達及び公示送達、期日におけるウェブ会議等の活用、提出書面や裁判書等の事件記録の電子化、事件記録の閲覧・複写、などが進められる（令和5年改正法）。民訴法と同様の手続になるものが多いが、各手続の特性に応じた改正点もある。

各論 1

オンライン申立て、システム送達、公示送達

民事訴訟問題等特別委員会委員 永石 一恵 (63期)

1 オンライン申立て

(1) 改正前民訴132条の10のこれまでの運用

2004年の民訴法改正で新設された改正前民訴132条の10は、民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」）のうち、当該申立て等に関する民訴法その他の法令の規定により書面等をもってするものとされているものであって、

最高裁の定める裁判所に対してするものについて、最高裁規則の定めるところにより、裁判所が使用する電子計算機と申立て等をする者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて「オンライン申立て」をすることができるとする規定である（第1項）*1。

もっとも、この規定は、オンライン申立てのできる裁判所を最高裁の定める裁判所に限定し（1項）、ま

*1：民訴法や令和4年改正法等で使用されるデジタル用語の具体的なイメージは次のようなものである。

「電子計算機」：パソコン又は端末。

「電子情報処理組織」：裁判所が使用するパソコンと当事者・訴訟代理人等が使用するパソコンを電気通信回線（インターネット）で接続したコンピュータシステム（事件管理システム）。

「ファイル」：裁判所が使用するサーバ上の記録保管用のファイル。

「電磁的記録」：オンライン上で提出された、電子データ化された訴状や準備書面、書証など。

「文書の画像情報」：文書の内容を複合機やスキャナ等で画像として取り込んだもの。

た、裁判所はオンライン申立てにより裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないとするなど(5項)、オンライン申立てというには不十分なものであった。

また、同条の施行に先立つ2004年7月から札幌地裁においてオンライン申立てを可能にする試行的な運用が実施されたが*2、電子署名の付与など手続の負担が大きかったことや、期日の指定・変更、調査嘱託、送付嘱託、尋問の申立て等限られた手続でしかオンライン申立てが認められなかったことなどから、ほとんど利用されることなく2009年に終了した*3。

こうしたことから、その後2017年の閣議決定により本格的に民事裁判手続のIT化が始まるまで、同条に基づく最高裁規則が本格的に制定されることはなく、一般民事訴訟におけるオンライン申立ては実現していなかった*4。

(2) 民事裁判書類電子提出システム(mints)の導入

2018年に公表された「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―」に基づいて民事裁判手続のIT化が進められており、フェーズ1におけるe提出の実現として、改正前民訴132条の10第1項に基づく最高裁規則(以下「mints規則」という)及び細則*5の制定により、最高裁が開発した民事裁判書類電子提出システム(通称「mints」)を利用したオンライン提出の運用が2022年4月より開始された。現在では全国の地裁及び高裁において運用されている。

mintsによるオンライン提出の対象は、改正前民訴132条の10第1項に規定される申立て等のうち、

ファクシミリでの提出が可能なもの(答弁書その他の準備書面、書証の写し、証拠説明書等。規則3条1項)に限定され(mints規則1条本文)、訴状、取下書等、事件を開始・変更・終了させるものは提出できない。オンライン提出の際に識別符号(アカウント)及び暗証符号(パスワード)を入力するため(同2条2項)、提出書面への押印は不要となる。アップロードする電子データは、A4又はA3サイズのPDF形式とする必要がある(同2条1項)。原則として当事者双方に訴訟代理人があり、かつ双方がmintsの利用を希望する事件において利用することができる(同1条但書)。

その他mintsの利用方法の詳細については、日弁連会員サイトの「民事裁判手続等のIT化」又は最高裁ウェブサイトの「民事裁判書類電子提出システム(mints)について」*6に掲載されているmintsトップページのリンク*7から操作マニュアルや説明動画、FAQ等を見ることが出来る。フェーズ3が本格的に始まるまでの間、mintsを積極的に活用してオンライン提出に慣れておくことが望ましい。

(3) 改正民訴132条の10に基づくオンライン申立て

2022年5月18日に成立・同月25日に公布された令和4年改正法における改正民訴132条の10では、改正前民訴と異なり、オンライン申立てができる裁判所に限定が無くなり(第1項)、また、オンラインでされた申立てについて、裁判所が書面に出力することなく電磁的記録のまま申立て等の受理まで完結することとなった(改正前民訴132条の10第5項の削除)。

改正民訴132条の10に基づくオンライン申立ては、

*2: 「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則」(平成15年最高裁判所規則第21号)及び「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則」(平成16年最高裁判所告示第1号)。

*3: 山本和彦「民事裁判手続のIT化」32頁(弘文堂)及び「令和4年最高裁判所規則(民事関係)逐条説明」2頁(法曹会)参照。

*4: 督促手続においては、2004年の民訴法改正に基づき2006年9月から「督促手続オンラインシステム」が導入され(改正前民訴397条以下)、大量の定型的な申立てを行う企業などに広く利用されており、一足先にIT化が進んでいる。

*5: 「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」(令和4年最高裁判所規則第1号)及び「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則」(令和4年最高裁判所告示第1号)。規則の解説は「令和4年最高裁判所規則(民事関係)逐条説明」第一編(法曹会)を参照。

*6: 最高裁HP「民事裁判書類電子提出システム(mints)とは」<https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>

*7: mintsトップページ <https://www.mints.courts.go.jp/user/>

フェーズ3におけるe提出及びe事件管理の実現であり、公布の日から4年以内の政令で定める日（2020年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において2025年度中を目標）に運用開始する予定である。フェーズ3において導入される予定の事件管理システム（仮称：TreeeS^{ツリーエス}）は、現在最高裁において制作が進められている。また、改正民訴132条の10に基づく最高裁規則は、2024年中に制定されることが見込まれている。

(4) オンライン申立ての具体的内容

オンライン申立ては、①民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（訴え提起、準備書面提出、証拠申出等。以下「申立て等」）のうち、②法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物）をもってするものとされているもので、③裁判所（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官、裁判所書記官を含む）に対してするものについて、電子情報処理組織を使用して、②の書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うものをいう（改正民訴132条の10第1項）。

例えば訴え提起は、現在は訴状を持参又は郵送し裁判所で受付を完了したときに提出となるが、オンライン申立てでは最高裁規則に定める方式（事件管理システム上のフォーム入力方式又は電磁的記録のアップロード方式）により申立て等に関する事項が裁判所のファイルに記録されたときに裁判所に到達したものとみなされる（同3項）。

また、現在の申立書面には記名押印を要するが、オンライン申立てでは最高裁規則が定める氏名又は名称（以下「氏名等」）を明らかにする措置が求められるため（同4項）、申立て等をする者は氏名等を入力すれば足り、押印は不要となる。ただし、共同申立ての場合は、事件管理システムの機能上、入力者1名を除く全員については署名又は記名押印した書面

の画像情報を記録させる方法となるようである。

(5) オンライン申立ての義務化と例外

ア オンライン申立ての義務化

改正議論では、オンライン申立てについて①全面義務化（本人訴訟も義務化する甲案）、②一部義務化（訴訟代理人等のみ義務化する乙案）、③非義務化（丙案）の対立があった。オンライン申立てにより、裁判所も当事者も書面管理等様々なコストが軽減され、また、訴訟代理人等専門家は訴訟手続の迅速化・効率化に率先して取り組むことが期待できる一方、デジタル機器の使用が困難な国民にまで義務付けると裁判を受ける権利が損なわれるおそれがあることから、②一部義務化（乙案）に落ち着いた。

義務化とは、オンライン申立て以外の手段による申立てを認めないという意味であり、義務付けに反して書面で申立て等をした場合は不適式な申立てとして却下される*8。

イ オンライン申立てが義務付けられる者

オンライン申立てが義務付けられるのは、①委任を受けた訴訟代理人が当該受任事件について、②国の指定代理人が当該指定対象事件について、③地方公共団体の訴訟において委任を受けた職員である代理人が当該受任事件についてである（改正民訴132条の11第1項1～3号）。

本人訴訟の本人は、事件のどの段階でオンライン申立てをしても、当該事件が終了するまで義務付けされない扱いである。また、訴訟代理人がいる場合の本人も、書面により申立て等を行うことができる。

ウ オンライン申立て義務化の例外

例えば消滅時効の完成が迫っているのにインターネットの障害によりオンライン上での訴え提起ができないなど、オンライン申立ての義務化のために依頼者の裁判を受ける権利が不当に奪われることはあってはならない。

*8：山本「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）34～35頁参照。

そこで、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他義務付けられる者の責めに帰することができない事由によりオンライン申立てを行うことができない場合は、オンライン申立ての義務付け規定（改正民訴132条の11第1項）は適用されない（同3項）。「裁判所の使用に係る電子計算機の故障」の例として、裁判所が使用するパソコンの故障、事件管理システムの障害、事件管理システムと裁判所を接続する通信回線の障害などがあたる。これに対し、訴訟代理人等の事情（訴訟代理人等が利用するパソコンやケーブルの故障など）は該当しないので注意が必要である。

2 電子情報処理組織による送達 （システム送達）

(1) システム送達の手続

現在の送達は、訴訟関係書類（紙媒体）を交付や郵便などの方法によって受送達者に届ける手続であるが（改正前民訴99条以下）、令和4年改正法により、送達の対象が書類と電磁的記録になり、また、送達方法として書類の送達方法だけでなく事件管理システムを通じて電磁的記録を送る方法もできるようになった（以下「システム送達」という。改正民訴109条の2）。

システム送達を行うには、原則として受送達者の事前の同意が必要であり、受送達者が事前にシステム送達を受ける旨や通知を受ける連絡先（電子メールアドレス）の届出をしている必要がある（改正民訴109条の2第1項・2項）。この届出がある場合に限り、送達すべき電磁的記録を事件管理システムにアップロードするとともに、受送達者の連絡先にその旨を通知することにより、システム送達が行われる。

例外として、オンライン申立てが義務化される訴訟代理人等（改正民訴132条の11第1項各号）は、システム送達も義務化され、システム送達を受ける旨及び連絡先の届出義務があるが（同2項）、届出をしなくてもシステム送達となり、この場合はアップロ

ードの通知もされない（改正民訴109条の4第1項）。

システム送達に同意しない者（訴訟代理人等を除く）に対しては、これまでと同様に書類の送達方法により行われ（改正民訴109条）、送達対象の電磁的記録をプリントアウトした書面を送達する。

(2) システム送達の効力発生時期

システム送達は、①受送達者が送達すべき電磁的記録の内容を「閲覧」（画面上で電磁的記録の内容が表示されて閲覧可能な状態になればよい）したとき（改正民訴109条の3第1項1号）、②受送達者が電磁的記録を「その使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録」（自己のパソコンにダウンロード）したとき（同2号）、③通知が発せられた日から1週間が経過したとき（同3号）、のいずれか早いときにその効力を生じる。ただし、インターネット通信の不具合等により通知が発せられたにもかかわらず受送達者に通知が到達しないこともあることから、受送達者の帰責性なく閲覧又はファイルへの記録ができない期間は3号の期間に算入しないこととされた（同2項）。

また、届出をしていない訴訟代理人等へのシステム送達では、通知が発せられないため、3号の効力発生のための1週間の期間は、閲覧等を行うことができる措置の日から起算される（改正民訴109条の4第2項）。

3 インターネットを用いた公示送達

受送達者の住所等が不明な場合に送達すべき書類がある旨を公示して送達を擬制する公示送達は、従来は裁判所の掲示板に掲示する方法により行われていたが（改正前民訴111条）、インターネットによる公示は掲示よりはるかに実効性が高いことから、令和4年改正法により、裁判所のウェブサイトに掲示する方法により公示送達を行えることとなった（改正民訴111条）。一方、受送達者のプライバシー保護への配慮も必要であり、実務の運用上慎重な取扱いが求められる。

口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日

民事訴訟問題等特別委員会委員 稲益 寛明 (67期)

本稿では、改正民訴法に関し、口頭弁論、争点整理手続、訴訟の終了等の各期日における主要な点について概説する。

以下、ウェブ会議*1、テレビ会議*2及び電話会議*3という三種類の会議のうち、前二者を合わせて「ウェブ会議等」といい、これに電話会議を合わせて「電話会議等」という。

1 口頭弁論

(1) ウェブ会議等の導入

改正前民訴法では、当事者は、口頭弁論期日においては、原則として、現実に裁判所に出頭しなければ弁論をすることができないとされていた*4。

これに対し、改正民訴法では、当事者の利便性向上を図る観点から、当事者の一方又は双方が現実に裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議等を利用し口頭弁論期日における手続を行うことができる旨規定された(同87条の2第1項)*5。この改正が許容された理由としては、ITの発展状況に鑑みると、ウェブ会議等を利用する場合でも、当事者が訴訟行為を口頭で行い、かつ、その当事者の挙動を裁判官がディスプレイを通じて認識することができるため、口頭主義や直接主義といった口頭弁論の諸原則からも問題がないと考えられたこと等が挙げられる*6。

換言すれば、映像により相手の状態を認識できない電話会議を、口頭弁論期日で利用することまでは許容されていない。それ故、口頭弁論期日におけるウェブ会議等の利用に際し通信に支障が生じた場合、弁論準備手続等で実務上行われているように電話会議に切り替えるといった代替手段がなく、手続を行うことができなくなる可能性が生じることとなる。そのため、代理人としては、事前の通信環境等の確認は勿論のこと、状況によっては現実の裁判所への出頭も視野に入れる等、十分な留意が必要である。

(2) 本人確認に関する規律をめぐる議論

ウェブ会議等の導入に伴い、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会(以下「部会」という)では、これを利用した口頭弁論期日におけるなりすましや非弁行為等を防止する観点から、本人確認に関する規律の在り方について議論された。

この点については、例えば事件管理システムのログインを利用する方法や、ディスプレイ越しに写真付身分証明書の提示を求める方法等、様々な意見が出されたが、既に行われていた弁論準備手続等の電話会議等の際には個別の裁判体にて事案に応じ本人確認が行われていたこと等から、口頭弁論期日におけるウェブ会議等も、これと同様に個別の裁判体にて事案に応じ適切に行うべきこととされた。

なお、改正規則では、裁判所は、ウェブ会議等を

*1：ウェブ会議とは、インターネット接続環境下の任意の場所において、ウェブ会議用ソフトウェアを利用して、ビデオ通話を行う方式をいい(法曹会編「令和4年最高裁判所規則(民事関係)逐条説明」[法曹会、2023年]136頁)、条文上は、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」(改正民訴87条の2第1項等)と規定される(この文言はテレビ会議も含む概念である)。なお、「映像と音声」という文言から、映像を伴わず音声のみによる場合は許容されない。

*2：テレビ会議とは、裁判所庁舎内において、裁判所のテレビ会議システムを利用して、ビデオ通話を行う方式をいう(法曹会・前注1)。

*3：電話会議とは、電話会議システムを利用して、音声通話を行う方式をいい(法曹会・前注1)、条文上は、「音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」(改正民訴87条の2第2項等)と規定される。

*4：例外として、最初の口頭弁論期日における陳述擬制(民訴158条)、簡易裁判所の続行期日における陳述擬制(同277条)がある。

*5：なお、当事者が現実の出席を希望する場合には、裁判所は法廷への出頭を拒絶することはできないことが当然の前提とされている(山本和彦「民事裁判手続のIT化」[弘文堂、2023年]62頁)。

*6：なお、公開主義(憲法82条1項)の要請から、ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日は、裁判官が公開された現実の法廷に在席し、その裁判官と当事者双方が映像と音声の送受信により通話しているという状況を、一般人がその公開法廷で傍聴できるように行われることを前提とする。

行うときは、①通話者及び②通話者の所在場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることの確認を要する旨規定された(同30条の2第1項)。

(3) 陳述可能な準備書面の要件の明確化

相手方が在廷していない口頭弁論において陳述可能な準備書面の要件を明確化する観点から、改正民法では、当該要件が規定された。具体的には、①相手方に送達された準備書面、②相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面、③相手方が電磁的訴訟記録の閲覧又は複写の請求(同91条の2第1項・2項)により準備書面の閲覧又は複写をした場合における当該準備書面のいずれかでなければ、これに記載された事実を主張することができない旨規定された(同161条3項)。

(4) インターネット中継等に関する規律をめぐる議論

部会では、口頭弁論の公開の在り方について法律上規定がないことから、インターネット中継等に関する規律の要否についても議論された。

この点については、インターネット中継等にて口頭弁論を行うことは禁止されていないと解されること、他方で当事者のプライバシー等への配慮を要すること等を理由に慎重な検討が必要であるとして、本改正では、口頭弁論の公開は、引き続き現実の法廷において行うものとし、インターネット中継等により行うことを禁止又は許容する規律は設けないこととなった*7。

2 争点整理手続

(1) 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論(民訴164条以下)には口頭弁論

に関する規律が適用されること等から、準備的口頭弁論について特段の規律は設けられなかった。

(2) 弁論準備手続

ア 電話会議等の開催要件の緩和

改正前民訴170条3項では、電話会議等により弁論準備手続の期日における手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件と、「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」という一方当事者出頭要件が規定されていた。

これに対し、改正民法では、当事者の利便及び迅速な争点等整理の実現という観点から、上記各要件が削除され、当事者の双方が裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用し弁論準備手続の期日における手続を行うことができる旨規定された(同170条3項)。

イ 調査嘱託の結果等の提示に関する規定

改正前民法では、調査嘱託(同186条)の結果等の取扱いについて明文の規定がなかったところ、調査嘱託の結果を証拠とするには、判例・実務上、裁判所がこれを口頭弁論において提示し当事者に意見陳述の機会を与えるべきものとされていた(最高裁判昭和45年3月26日判決[民集24巻3号165頁])。

もっとも、弁論準備手続で調査嘱託が実施され、その結果が裁判所に到着したときは、実務上、その後の争点整理手続において、これを前提に争点等の整理が実施されているところ、その取扱いの法的位置づけは必ずしも判然とせず、これは口頭弁論での提示を要するとされる他の証拠調べ手続についても同様であった。

そこで、改正民法では、裁判所は、当事者に対し、調査嘱託の結果(同186条2項)のほか、尋問に代

*7: なお、日弁連は、規律を設けないことに反対であり、裁判の公正確保という公開原則の趣旨、政策形成訴訟等の社会的関心の高い訴訟において実施する利点、最高裁判所国民審査の実質化等の観点から、個人のプライバシーや営業秘密に配慮しつつ、下級審に先行して最高裁における口頭弁論期日をインターネットで配信することを検討すべき旨意見を述べている(部会参考資料11『民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要)106頁[<https://www.moj.go.jp/content/001351013.pdf>]。

わる書面等の内容（同205条3項。278条2項にて準用する場合を含む）、鑑定人の意見（同215条4項。278条2項にて準用する場合を含む）及び鑑定嘱託の結果（同218条3項）について提示しなければならない旨規定され、又、裁判所は、弁論準備手続の期日においても、それらの提示ができる旨規定された（同170条2項）*8。

(3) 書面による準備手続

ア 手続要件の緩和

改正前民訴175条では、書面による準備手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件が設けられていた。

これに対し、改正民訴法では、当事者の利便及び迅速な争点等整理の実現という観点から、上記要件が削除され、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、書面による準備手続に付することができる旨規定された（同175条）。

イ 合議体が主宰することの明確化

改正前民訴176条1項では、書面による準備手続は裁判長が行うこととされており、これを合議体が行うことができるかは規定上明らかでなかった。

そこで、改正民訴法では、書面による準備手続の原則的な主体を裁判所とする旨規定された（同176条2項）。

ウ 地裁における受命裁判官に関する規定

改正前民訴176条1項ただし書では、書面による準備手続は、高等裁判所において行う場合に限り、受命裁判官に行わせることができるとされていた。

これに対し、改正民訴法では、手続の利便性向上を図る観点から、高等裁判所に限らず、地方裁判所においても受命裁判官に行わせることができる旨規定された（同176条の2第1項）。

(4) 争点整理手続の統合化をめぐる議論

部会では、訴訟を当事者にとり分かりやすい手続とする観点等から、三種類の争点整理手続を一つの手続に統合するという案が検討された。

もっとも、事件の内容・性質に応じ適宜手続を選択するものとしている現行民訴法下では、これを維持する方がかえって当事者にとっての分かりやすさや手続の予測可能性の確保にかなうと考えられたこと等から、手続は統合されず、現行民訴法の規律が維持されることとなった。

3 訴訟の終了（判決言渡・和解）及びその他の期日

(1) 判決言渡

判決言渡期日は、口頭弁論期日であるため、口頭弁論に関する規律が適用される。すなわち、本改正により、裁判所は、ウェブ会議等を利用して判決を言い渡すことができることとなった。

(2) 和解

ア 和解期日

(ア) 電話会議等の導入

改正前民訴法では、和解に関する規定がほとんどなく、和解期日における電話会議等の利用の可否は明らかでなかったが、実務上は、弁論準備手続に付し電話会議等を用いて行われていた。

もっとも、このような実務の扱いは迂遠・便法であること等から、改正民訴法では、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用し和解の期日における手続を行うことができる旨規定された（同89条2項）。

(イ) 訴訟指揮権等の各規律の整備

和解期日において裁判所ができることを明らかにする観点から、改正民訴法では、必要な各規定を準用する規律が設けられた（同89条4項）。すな

* 8：なお、弁論準備手続の期日において調査嘱託の結果等を提示した場合には、その後の口頭弁論において弁論準備手続の結果が陳述されること（民訴173条）により、これが口頭弁論に結びつけられ、証拠資料となるものと解される（部会資料23「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案のたたき台1」第4の1〔10頁〕<https://www.moj.go.jp/content/001356552.pdf>）。

わち、口頭弁論に関する裁判長の訴訟指揮権（民訴148条）、訴訟指揮等に対する当事者の異議（同150条）、通訳人の立会い等（同154条）、弁論能力を欠く者に対する措置（同155条）の各規定が準用された。また、受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、訴訟指揮権等に関する裁判長の職務はこれらの裁判官が行う旨規定された（改正民訴89条5項）。

イ 受諾和解

改正前民訴264条では、受諾和解の要件として、「当事者が遠隔の地に居住していること」という遠隔地要件とともに、一方の当事者は期日に出頭することが要求されていた。

これに対し、改正民訴法では、当事者の利便性向上を図る観点から、上記各要件を削除・廃止し、当事者の双方が裁判所に出頭せずとも、受諾和解を行うことができる旨規定された。ただし、双方不出頭の場合は和解成立日時が問題となるため、本改正により、裁判所等が事前に和解成立日時を定めて提示した和解条項案について当事者双方が受諾書面を提出し、その日時が経過したときに和解が調ったものとみなす旨規定された（同264条2項）。

(3) 進行協議

ア 電話会議等の開催要件の緩和

改正前規則96条1項では、電話会議等により進行協議期日における手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件と、「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」という一方当事者出頭要件が規定されていた。

これに対し、改正民訴規則では、弁論準備手続の場合と同様、上記各要件は削除され、当事者の双方が裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用して進行協議期日における手続を行うことができる旨規定された（同96条1項）。

イ 電話会議等における訴えの取下げ等の規定

訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議期日においてすることができるが（規則95条2項）、進行協議期日に出頭せずに電話会議等により関与した当事者は、これらの訴訟行為ができないとされていた（改正前規則96条3項）。

この規定は、弁論準備手続における同様の規律（平成15年改正前の民訴170条5項）を反映したものとされるが、同項は平成15年改正で削除され、この制限を進行協議期日で維持する合理的理由はなくなった。

そこで、改正規則では、改正前規則96条3項が削除され、進行協議期日に出頭せずに電話会議等により関与した当事者も、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾を行うことができることとなった。

(4) 審尋

改正前民訴法では、審尋の方法について特段の規定はなく、審尋期日における電話会議等の利用の可否は必ずしも明らかではなかった。

そこで、改正民訴法では、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用して審尋の期日における手続を行うことができる旨規定された（同87条の2第2項*9）。

(5) 専門委員制度

改正前民訴92条の3では、電話会議等を利用して専門委員に説明又は発問させるための要件として、「専門委員が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件が規定されていた。

これに対し、改正民訴法では、専門委員の確保及び活用の充実を図る観点から、上記要件が削除され、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用して専門委員に説明又は発問させることができる旨規定された（同92条の3）。

*9：証拠調べとしての審尋については改正民訴187条3項・4項による。

各期日における電話会議及びウェブ会議等の可否・開催要件・条文

	口頭弁論	争点整理手続			訴訟の終了		その他		
		準備的口頭弁論	弁論準備手続	書面による準備手続(協議)	判決言渡	和解	進行協議	審尋	専門委員制度(説明等)
電話会議	×	×	○	○	×	○	○	○	○
ウェブ会議等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開催要件	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	必要があると認めるとき	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取
条文	87条の2第1項	87条の2第1項	170条3項	176条2項	87条の2第1項	89条2項	規96条1項	87条の2第2項	92条の3

4 期日に関する他の規律

(1) 期日変更を裁判長の権限とする旨の規定

改正前民訴93条1項では、期日指定については裁判長の権限とする旨規定され、期日変更については裁判所の権限とされていた。

これに対し、改正民訴法では、裁判所事務の合理化及び柔軟な期日変更の実現という観点から、期日変更についても裁判長の権限とする旨規定された(同93条1項)。

(2) 準備書面の提出懈怠等に伴う理由説明義務に関する規定

改正前民訴法の下では、従前より、準備書面が定められた期間までに提出されず迅速な手続進行の障害となっていることが問題として指摘されていた*10。

そこで、改正民訴法では、定められた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守できなかった理由を説明しなければならない旨規定された(同162条2項)。

(3) 無断での写真撮影等の禁止をめぐる議論

部会では、プライバシー保護等の観点から、電話

会議等において、裁判長の在席する場所以外にいる者が、送受信された映像又は音声について裁判長の許可なく写真撮影、録音、録画、放送等を行うことを禁止し、制裁を設けること等について議論された。

裁判官がウェブ会議等においてディスプレイを通じ直接目撃又は聞知し得る行為については、裁判所法(同71条2項、72条1項・3項、73条)及び法廷等の秩序維持に関する法律(同2条1項)の制裁に関する規律が及ぶと解し得るが、これらの規律による対処が困難な状況も想定される*11。

もっとも、直接目撃又は聞知し得るか否かにかかわらず制裁を科するような特段の規律を設けるには、現行の法制度との整合性等の観点から慎重な検討を要すること等を理由として、本改正では、具体的な制裁の規律は設けないこととなった。

なお、改正前規則77条では、「法廷における」写真撮影等について裁判長の許可を要する旨規定されていたが、改正規則では、法廷に限らず広く、「民事訴訟に関する手続の期日における」写真撮影等について裁判長等の許可を要する旨規定され、又、期日外における審尋及び書面による準備手続における協議についても同様とする旨規定された(同77条)。

*10：最高裁判所事務総局「裁判の迅速化にかかる検証に関する報告書(第4回)」(平成23年7月8日公表) 施策編3.1.5(23頁) <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20509014.pdf>、日本弁護士連合会「民事司法改革グランドデザイン」(平成30年1月19日改訂版) 第4の5(15頁)等参照

*11：例えば、死角に設置した機器による録音・録画、自己のPC機能を用いたスクリーンショットによる撮影、相手方が認識できないように録音・録画できるアプリケーションの使用等が考えられる。